

様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係（農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

○被災した農地（23ha）や農業用施設の早期復旧を支援し、農業経営の安定化を図る。
○農業の復興のため、復旧農地の高度活用の促進を図る農業生産施設及び農産物等の高付加価値化に向けて高次加工施設の整備を検討する。
○いちご、トマトなどの施設園芸、公共牧野や草地を活用した酪農をはじめとする畜産、山間地を活用した畑ワサビ、施設生産の菌床シイタケ・露地原木シイタケ等の高収益作物を推進する。

② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）

○被災した農地（23ha）においては、農地等災害復旧事業（県事業：17ha、H23～H24）の活用により、早期に復旧を図るほか、岩泉小本農業復興対策事業（町事業）により、地域農業の復興に向け、軽量鉄骨ハウス整備等を実施する。
○農業の復興に向けた地域の経営再開マスタープランを作成し、集落における農業経営のあり方について検討するとともに、集落の中心となる経営体の育成に努め、農地を集積し効率的利用により生産性の向上を図る。
○いちご、トマトなどの園芸作物、畑ワサビやシイタケ等の高収益作物を地域特性に応じて組み合わせ、高付加価値農業を推進する。
○地域の食材や農作物を活かした6次産業化の取組を推進し、農家起業の支援に努める。
○中山間地域等直接支払交付金事業を活用し、耕作放棄地の発生防止や農地の多面的機能の確保を図る。

(注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。

(2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）

○農地等災害復旧事業（県事業）を実施した農地については、優良農地として確保する。
○住宅地等への農地転用は、被災前の状況を踏まえて必要最小限とするとともに、復旧した農地は、優良農地として引き続き確保するため適切に管理する。
○豊岡地区にある耕作放棄地においては、計画的に飼料作物等の作付を推進し、耕作放棄地を解消する。

② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）

○被災した農地は、農地として復旧・復興することを基本とする。
○転作田については、飼料作物の他に野菜等の高収益作物の導入拡大を進め、畑地域においては、酪農・畜産経営のデントコーン・牧草畑として利用し、日当たりの良い緩斜面は果樹園、山間地はワサビ畑として農地の有効利用を図る。
○野菜のハウス栽培や菌床シイタケ等の高収益作物の導入拡大を進める。
○小本地区、中野地区の農地は、都市計画区域内（用途地域の指定なし）のため農業振興地域外としてきたが、今後は国の農業制度を活用して地域農業の振興を進めるために農業振興地域の指定（次期定期見直し）を検討する。
また、小本中学校跡地についても農業用施設用地として土地の有効利用を進めるために農業振興地域の指定と、県が進める沿岸地域での園芸団地化構想に即した取組を検討する。

③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況

別紙様式のとおり

- (注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。
- (2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

該当なし

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式 1）

図面 記号	地区名	復興整備 事業の種類	土地の主な 用途の種類	面 積	うち	うち	うち	事 業 主 体	施 行 予 定 年 度	予定人口 (世帯数) の規模等	土地利 用 区 分	移転元との関連
					農地 面積	農振地 域面積	農用地 区域面積					
A-1 施設	小本駅前地 区	その他施設 の整備に關 する事業	防災滞留 広場	0.5ha	0.5ha	—	—	岩泉町	H23～ H26	—	非線引き 都市計画 区域の用 途地域外	—
B-1 地区	小本駅西地 区	その他施設 の整備に關 する事業	住宅地	3.3ha	3.3ha	—	—	岩泉町	H23～ H26	180人 (60戸)	非線引き 都市計画 区域の用 途地域外	I 移転元（小本地区）6.0ha 非線引き都市計画区域の用 途地域外、414人、159戸 移転跡地：防災空地等 II 移転元（中野地区）3.0ha 非線引き都市計画区域の用 途地域外、171人、76戸 移転跡地：防災空地等
計				3.8ha	3.8ha	—	—			180人 (60戸)		

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第 46 条第 2 項第 4 号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
- (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯

数)と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。

- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

2 調整措置概要

地区名： 小本駅前地区（A-1 施設）

（別紙様式 2）

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	ため池等 整備事業	小本地区	小本土地 改良区	118.5ha	H11 ～ H16	受益面積 0.5ha	完了	補助	<p>三陸鉄道小本駅に隣接し、人が多く集まる地区であることから防災滞留広場の用地として適地である。また、開発区域に含まれることとなる農地は、駅から500メートル内の第2種農地の扱いとなり、これまでも個人住宅に農地転用されてきた地区でもある。</p> <p>この計画区域に農地を有する農業者のほとんどが兼業農家であり、自家用米の水田であることから、安定的な農業経営への支障は生じない。</p> <p>また、幹線用水路は、開発区域に含まれないため、支障がない。</p> <p>なお、当該地に防災滞留広場を造成することについては、小本土地改良区、岩泉町農業委員会及び岩泉町農林水産課と調整を了している。</p>
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
・周辺地の汚水排水は、雨水排水とともに浄化槽（下水道）で処理する予定である。農業用排水については、既存の用排水施設で対応できるため、周辺農地に及ぼす影響はない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
なし。									

（注）（1） 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

（2） 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載す

る。

- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

① 農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	ため池等 整備事業	小本地区	小本土地 改良区	118.5ha	H11 ～ H16	受益面積 3.3ha	完了	補助	<p>三陸鉄道小本駅に隣接し、交通の便も良いことから集団移転先の用地として適地である。また、開発区域に含まれることとなる農地は、駅から500メートル内の第2種農地の扱いとなり、これまでも個人住宅に農地転用されてきた地区でもある。</p> <p>この計画区域に農地を有する農業者のほとんどが兼業農家であり、自家用米の水田であることから、安定的な農業経営への支障は生じない。</p> <p>また、幹線用水路は、開発区域に含まれないため、支障がない。</p> <p>なお、当該地に防災滞留広場を造成することについては、小本土地改良区、岩泉町農業委員会及び岩泉町農林水産課と調整を了している。</p>
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>・周辺地の汚水排水は、雨水排水とともに浄化槽（下水道）で処理する予定である。農業用排水については、既存の用排水施設で対応できるため、周辺農地に及ぼす影響はない。</p>									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
なし。									

（注）（1） 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

（2） 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載す

る。

- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。